令和８年度　静岡県AIソリューション開発等支援事業

「シズオカ×ＡＩ　チャレンジ」

県内企業　募集案内

主　催　静岡県経済産業部産業革新局産業イノベーション推進課
事務局　有限責任監査法人トーマツ

1.　事業概要

本事業は、静岡県内の中小企業等（以下、「県内企業」）による、AIを活用した付加価値の高い製品・サービスの創出等を目指し、AI開発やAIを活用しソリューション開発ができる事業者（スタートアップ、IT企業等。以下、「AI事業者」）と県内企業の協業による新たなソリューションの開発・実証を支援します。

事業の実施に際し、AI事業者との協業を希望する県内企業を募集します。

事務局は、協業を希望する県内企業とAI事業者とのマッチングを支援します。

また、AI事業者と協働で作成する実証計画が県の補助金に採択された場合は、県がAI事業者に対し開発実証に要する費用を補助（最大500万円、補助率1/2）するため、県内企業は費用負担なく取り組むことができます。なお、開発実証後（本事業終了後）の経費負担等は、県内企業とAI事業者の双方で協議の上、決定してください。

＜県内企業の参加メリット＞

新規事業に繋がる
アイデアの発見

全国のAI事業者から新規ビジネスにつながるアイデアの提案を受けることができます。

AI事業者との
マッチングを支援

自社の課題解決に合った技術を有するAI事業者とのマッチングを支援します。

費用負担なく
開発・実証に参加

協業するAI事業者が本事業に採択された場合、開発・実証に係る県内企業の費用負担は基本的にありません。
※実証後の経費負担等はAI事業者と要協議

＜事業の主な流れ＞

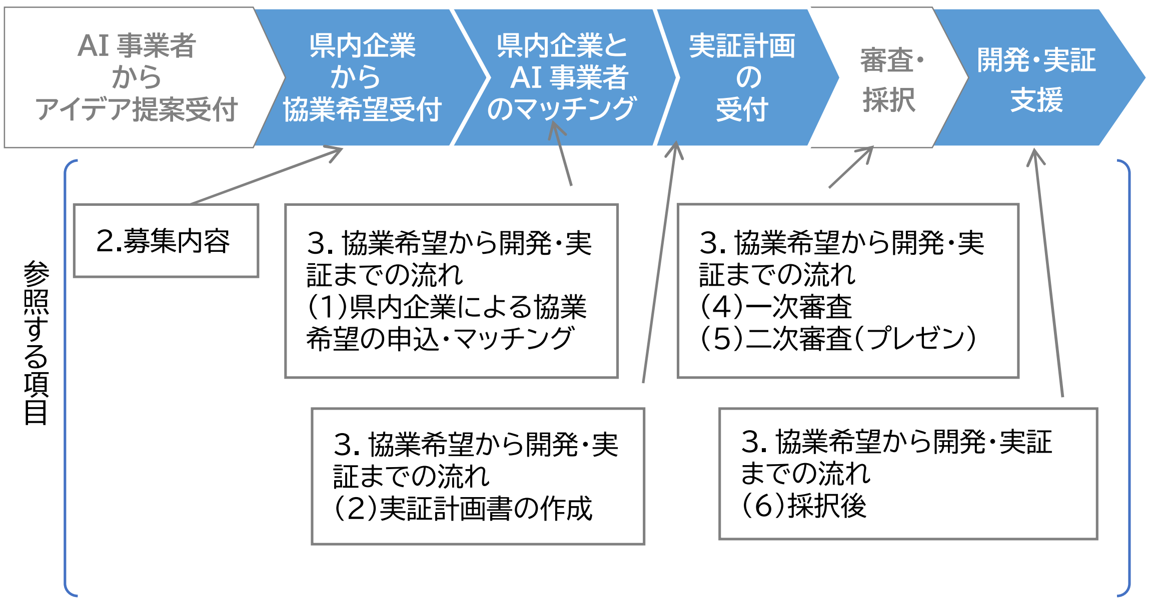

2. 募集内容

（１） 協業を募集する AI 事業者のアイデア

AI 事業者からは、県内企業との協業による新たな AI ソリューションの開発・実証により、県内企業の製品・サービスの付加価値向上、新規事業領域への参入、売上向上等を目指すアイデアが提案されており、「シズオカ×ＡＩ チャレンジ」特設ページに公開しています。

県内企業は、「シズオカ×ＡＩ チャレンジ」特設ページに公開している AI 事業者のアイデアのうち、自社での活用・実証を希望するものについて、マッチングの申込を行うことができます。

なお、本募集は、県内企業が自由に課題を提案するものではなく、公開された AI 事業者のアイデアに対して、自社での活用・実証を希望する企業等を募集するものです。

開発・実証のフィールドは、県内を想定しています。

既存の製品・サービスの単純導入や県外のみで完結する取組は対象外としています。

マッチングの申込を行った場合でも、AI 事業者とのマッチング成立を保証するものではありません。

「シズオカ×ＡＩ チャレンジ」特設ページ（AI 事業者からのアイデアを掲載）：
https://shizuoka-ai-challenge.ship-shizuoka.jp/

AI 事業者から提案されるアイデア事例は、以下のとおりです。

- ✓ 需要予測、在庫最適化、生産計画の高度化による新規サービス・新規事業開発のアイデア
- ✓ 検品、異常検知、品質管理の自動化による新規サービス・新規事業開発のアイデア
- ✓ 営業・マーケティング活動の高度化による新規サービス・新規事業開発のアイデア
- ✓ 画像・音声・テキストデータを活用による新規サービス・新規事業開発のアイデア
- ✓ その他、AI 技術を活用した価値創出に資するアイデア

（２） 県内企業の応募要件

次に掲げる事項をすべて満たす県内企業を対象とします。

なお、個人での応募はできません。

① 静岡県内に本社を登記している事業者で、県内に開発実証ができるフィールドを有していること。

② 公開された AI 事業者のアイデアに関心があり、自社の製品・サービスの付加価値向上、新規事業領域への参入、売上向上等に向けて AI 活用を検討していること。

③ AI 事業者との面談、実証計画の作成、実証実験の実施に協力できること。

④ 実証に必要な業務情報、現場、データ、担当者等の提供・調整に協力できること。

⑤ 実証期間中の打ち合わせ、進捗確認、成果測定、成果報告等に協力できること。

⑥ 会社更生法に係る更生手続きの申し立てや民事再生法に係る再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）でないこと。

⑧ 法第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者でないこと、又は法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。

⑨ 暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

⑩ 暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者がその事業活動を支配するものでないこと。

⑪ 法令または公序良俗に反する事業を行っていないこと。

⑫ 採択決定までに日本国内に居住している又は居住する予定である者、また、外国籍の者については、日本における滞在及び就労要件を満たしていること。

（３）　マッチング対象外となる場合

以下に該当する場合は、AI 事業者とのマッチングの対象外となることがあります。

① 県内企業の対象業務・活用領域・実証条件と AI 事業者が提案するアイデアが著しく異なる場合。

② 実証に必要な業務情報、データ、現場、担当者等の提供・調整が困難である場合。

③ 単なる情報収集、営業相談のみを目的としている場合。

④ 静岡県内での実証を予定していない場合。

⑤ その他、本事業の目的に照らして適当でないと県または事務局が判断する場合。

3.　協業希望から開発・実証までの流れ

本事業の主な流れは、公開されている AI 事業者のアイデアへの県内企業からの協業希望の受付、県内企業と AI 事業者のマッチング、県内企業と AI 事業者の協働による実証計画書の作成・提出、県による実証計画の審査・採択、県内企業と AI 事業者による開発・実証の実施となります。

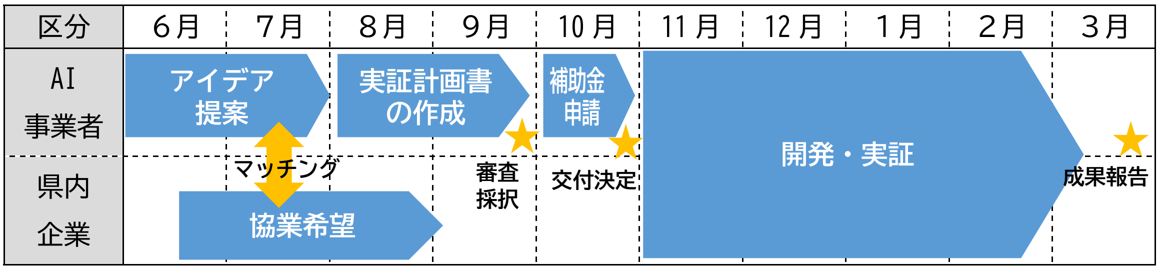

（１）　県内企業による協業希望の申込・マッチング

AI 事業者から提案されたアイデアのうち、事務局による確認を経て、県内企業とのマッチング対象として適当と認められたものを「シズオカ×ＡＩ　チャレンジ」特設ページに公開します。

「シズオカ×ＡＩ　チャレンジ」特設ページ：
http://shizuoka-ai-challenge.ship-shizuoka.jp/

県内企業は、公開された AI 事業者のアイデアの中から、自社での活用・実証を希望するものを選択し、所定のフォームから申込を行います。

その後、事務局が県内企業と AI 事業者の双方に対して、ニーズ、技術の適合性、開発・実証に向けた条件等をヒアリングし、最適な組み合わせとなるようマッチングを支援します。

なお、マッチングの申込を行った場合でも、AI 事業者とのマッチング成立を保証す

るものではありません。

（２） 実証計画書の作成

マッチング成立後、AI 事業者が、県内企業と協働の上、実証計画書を作成し、県へ提出します。県内企業には、当該計画書の作成に御協力いただきます。なお、実証計画書の様式ダウンロードや提出は AI 事業者が行います。

【提出書類】

① 実証計画書

② 会社概要資料（任意様式）

作成する実証計画書のひな形は、以下のサイトからダウンロードすることができます。

静岡県 HP：
https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/1040895/1083015/1083226/index.html

実証計画書等は、AI 事業者が令和 8 年 9 月 25 日（金）17 時までに、事務局へメールで提出します。提出方法等の詳細は、AI 事業者向け募集案内をご確認ください。

（３） 一次審査

一次審査は、AI 事業者が作成・提出した実証計画書等の書類を対象に行います。選考基準は下記のとおりです。

【選考基準】

① 製品・サービスの新規性
- ✓ 県内企業と協業して創出する新たな製品・サービスは、新規性や独自性を有しているか。

② 県内企業の課題との適合性
- ✓ 県内企業と協業して創出する新たな製品・サービスは、県内企業の課題やニーズを的確に捉え、その解決に資するものとなっているか。

③ 市場創造性
- ✓ 県内企業と協業して創出する新たな製品・サービスは、新たな市場の開拓・獲得に繋がるか。

④ 開発・実証の有効性・実現可能性

- ✓ 実施体制やスケジュールは実現可能なものとなっているか。

⑤ 静岡県での事業展望

- ✓ AI 事業者は、静岡県内で本事業終了後も引き続き事業を展開していく計画や意思を有しているか。

（4） 二次審査（プレゼン）

二次審査は、AI 事業者を対象に、外部有識者等で構成する審査会（オンライン）にて選考を行います。選考は主に、実証計画のプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答で行います。

【選考基準】

一次審査と同様

なお、採択件数は３件を予定しています。

（5） 採択後

採択された実証計画は、「AI ソリューション開発等支援事業補助金交付要綱」に基づき、経費の使途、金額、その他の事項が適当と認められる場合、最大 500 万円（補助率２分の１）の助成を受けられます。なお、補助金は AI 事業者を対象に交付します。

申請に必要な書類の詳細は、採択結果の通知にあわせて AI 事業者に案内します。

補助金の対象経費は、県 HP に掲載の「静岡県 AI ソリューション開発等支援事業補助金交付要綱」でご確認ください。

静岡県 HP：

https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/shokogyoservice/1040895/1083015/1083226/index.html

4.　事業スケジュール

①　AI 事業者のアイデア提案受付
令和 8 年 7 月 31 日（金）17 時まで

②　県内企業の協業希望の受付
令和 8 年 9 月 4 日（金）まで

③　実証計画書の受付
令和 8 年 9 月 25 日（金）17 時まで

④　１次審査（書類審査）結果通知※[1]
令和 8 年 10 月 9 日（金）

⑤　２次審査（プレゼン審査）の実施
令和 8 年 10 月 16 日（金）

⑥　採択結果通知
令和 8 年 10 月中旬

⑦　補助金の申請・交付決定
令和 8 年 10 月下旬

⑧　開発・実証※[2]
令和 8 年 11 月上旬～令和 9 年 3 月 15 日（月）まで

※1　審査期間における各種スケジュールは変更となる可能性があります。変更となった場合は、実証計画書を提出した AI 事業者にメール等により随時通知します。
※2　実施期間内に事業を完了させ、AI 事業者と協働し事業完了報告書を作成・提出する必要があります

5.　県内企業が受けられる支援内容

開発実証の実現に向け、以下の支援を行います。

（１）　AI 事業者とのマッチング支援

協業希望の申込後、県内企業とAI事業者の最適な協業の実現に向け、マッチングを支援します。

マッチングにあたっては、事務局が県内企業とAI事業者の双方に対して、ニーズ、技術の適合性、開発・実証に向けた条件等に関するヒアリングを実施し、その結果を踏まえ、適切な組み合わせとなるようマッチング支援を行います。

（２）　実証計画書の作成支援

マッチングが成立した後、協業するAI事業者は、県内企業と協働して実証計画書を作成する必要があります。

県内企業には、マッチングしたAI事業者との実証計画書の作成にご協力いただきます。

実証計画書の作成に当たっては、希望に応じて事務局による助言を受けることができます。

（３）　事業の進捗支援

協業するAI事業者の実証計画が「AIソリューション開発等支援事業補助金」に採択された場合、専門的アドバイスが可能な担当メンターが開発・実証を伴走支援します。

6.　個人情報・提出書類の取扱い、その他留意事項

（１）　個人情報の取り扱い

① 事業参加に当たって登録いただいた個人情報は、静岡県において以下の目的にのみ使用し、その他の目的で利用することはありません（ただし、法令等により求められた場合は除く）。
   - ✓ 応募内容に関する問い合わせ
   - ✓ AI事業者とのマッチング、審査会の実施に係る連絡・調整
   - ✓ 採択候補者の選定
   - ✓ 審査結果の通知
   - ✓ 採択以降の本事業の実施に係る各種事務の履行のために必要と思われる事項の連絡・調整
   - ✓ 今後の静岡県事業に関する情報提供

② 登録いただいた個人情報は、「静岡県個人情報保護制度」に則って取り扱います。（https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/kojinjohohogo/1002312/1011646.html）

③ 採択された案件の情報や、開発・実証時の写真・動画等については、静岡県、事務局、AI事業者等が広報活動に利用させていただく場合があります。御承諾いただ

ける方のみ、お申込みください。

④　静岡県は、本事業のエントリー受付に係る業務を有限責任監査法人トーマツに委託しています。

（２）　提出書類の取扱い

①　実証計画書の作成及び提出等に係る費用は応募者（実証計画書を提出する AI 事業者）の負担とします。

②　提出された実証計画書は、本事業における採択、採択後の開発・実証の支援以外の目的では使用しません。

③　提出された実証計画書は、本事業における採択、採択後の開発・実証の支援を行うために必要な範囲で複製を作成することがあります。

④　実証計画書の提出後、事務局の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

⑤　実証計画書の提出は AI 事業者 1 者につき 1 案のみとします。

⑥　提出された書類は返却しません。

⑦　実証計画書の著作権は応募者（実証計画書を作成する AI 事業者）に帰属します。

⑧　実証計画書に含まれる著作権・特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は応募者（実証計画書を作成・提出する AI 事業者）が負うものとします。

（３）　その他留意事項

①　成果の帰属

本事業において、AI 事業者が補助事業により得た知的財産権等は、当該 AI 事業者に帰属します。なお、事業終了後も AI 事業者と県内企業が協業を継続する場合の権利関係や経費負担等については、双方で協議の上、実証計画書の作成時（補助事業着手前）に整理・決定してください。

②　成果物の利用に関する留意事項

本事業により生成された成果物（AI モデル、ソフトウェア、分析結果その他一切の成果を含む。）の利用条件については、県内企業による利用の範囲、方法、期間、対価の有無等を含め、協業当事者間であらかじめ協議の上、契約等により定めるものとします。

③　実証後の継続利用及び保守等に関する留意事項

本事業における実証実験終了後の成果物の継続利用の可否、利用条件、保守・運用・改修に係る費用負担及び役割分担等については、協業当事者間であらかじめ整理し、契約等により定めるものとします。

④　データの AI 利用に関する留意事項

本事業において、県内企業が提供する業務データ等をAI事業者がAIの学習その他の目的で利用する場合には、当該データの利用目的、利用範囲、学習への利用の可否、再利用又は第三者提供の可否等について、協業当事者間であらかじめ契約等により定めるものとします。

また、当該データを用いて生成された成果物及び学習済みモデルに関する利用条件、権利関係その他の取扱いについても、事前に明確化するものとします。

⑤　情報管理と秘密保持

本事業では、有意義な実証実験の実施にあたり、県内企業からAI事業者に対して、業務データ等（技術情報、顧客情報、個人情報等）を提供することが想定されます。一方で、これらの重要な情報の提供には、情報漏洩や目的外利用等のリスクが伴うことから、適切な管理が求められます。

このため、マッチング成立後、具体的な協業を開始する前に、協業相手となるAI事業者との間で秘密保持契約（NDA）を締結することを推奨します。

また、秘密保持契約の締結にあたっては、提供する情報の範囲、利用目的の限定、管理方法、実証実験終了後のデータの返却または廃棄方法等について、双方で十分に協議の上、書面により合意することが必要です。

なお、秘密情報の管理に関する責任は、当該契約を締結する当事者双方が負うものとします。

不明点がある場合は、実証計画書の作成段階において事務局へ相談してください。

⑥　成果の公表に関する留意事項

本事業において実施した内容及び得られた成果については、AI事業者による公表のほか、県又は事務局が主催又は関与するイベント、広報活動等において、公表される場合があります。

これらの公表にあたっては、県内企業の営業上又は技術上の機密性に十分配慮するものとし、公表する情報の範囲及び内容については、あらかじめ県内企業の意向を踏まえ、当事者間及び事務局との協議の上、適切に調整するものとします。

⑦　補助金交付規則違反に伴う措置について

AI事業者が「静岡県補助金等交付規則」等に違反する行為をした場合は、補助金の交付取消し・返還、不正内容の公表等が行われることがあります。これにより、本事業の実施に影響が生じる場合があります。

⑧　成果及び損害等に関する責任について

本事業は実証を目的とするものであり、成果の創出や特定の効果を保証するものではありません。

また、本事業に関連して生じた成果物の利用又は実証の実施に伴い生じた損害その他の責任の分担については、協業当事者間であらかじめ協議の上、契約等により定めるものとします。

7.　成果の報告及び公表等

　採択決定後、事業名、代表者名及び開発・実証事業の概要を、県のホームページ等で公表します。また、開発・実証の成果は、報告書の提出により報告していただきます。この際、本事業の経費を活用して実施した内容は、原則として、事業の実施内容及び成果の概要について公開していただきます。なお、公開する情報の範囲（新製品・新サービスに関する情報など）については、事務局と調整することが可能です。

8.　問い合わせ先

「シズオカ×ＡＩ　チャレンジ」（静岡県AIソリューション開発等支援事業）事務局
有限責任監査法人トーマツ　担当：下元、三石
Mail：shizuoka-ai-challenge@tohmatsu.co.jp
受付時間：平日10時～17時
「シズオカ×ＡＩ　チャレンジ」特設ページ：https://shizuoka-ai-challenge.ship-shizuoka.jp/